

平28福個答申第19号
平成29年3月21日

福岡市長 高島 宗一郎 様
(東区保健福祉センター子育て支援課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 村上 裕章
(総務企画局行政部情報公開室)

保有個人情報の開示請求に係る非開示決定処分に対する
異議申立てについて (答申)

平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例(平成17年福岡市条例第103号)第49条第2項の規定に基づき、平成27年12月9日付け東区子第708-1号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第108号

「児童扶養手当受給資格者名簿の『支給対象児童』欄に長男が記載されていない根拠となる文書に記載された個人情報」の非開示決定処分に対する異議申立て

答 申

1 審議会の結論

「児童扶養手当受給資格者名簿の『支給対象児童』欄に長男が記載されていない根拠となる文書に記載された個人情報」（以下「本件個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分（以下「本件処分」という。）は妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、実施機関が異議申立人に対して行った、本件個人情報に係る平成27年10月27日付けの本件処分を取り消すとの決定を求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

- ① 平成27年10月15日、異議申立人は、実施機関に対し、平成28年条例第8号による改正前の福岡市個人情報保護条例（平成17年福岡市条例第103号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、本件個人情報の開示請求を行った。

なお、異議申立人は、保有個人情報開示請求書に次のように記述している。

「児童扶養手当受給資格者名簿は、『平成〇年〇月〇日』と誤って認定した情報であるにもかかわらず（参照：平成〇年〇月〇日付け東区子第355号文書）、長男（平成〇年〇月〇日生）が、『支給対象児童』欄に記載されていない根拠となる文書」

- ② 平成27年10月27日、実施機関は、長男が支給対象児童欄に記載されていない根拠は、児童扶養手当法第3条、第4条及び第7条であり、当該根拠には保有個人情報を含んでいないことから、本件個人情報を保有していないことを理由として、条例第24条第2項の規定により本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

また、通知の際、異議申立人が児童扶養手当の新規認定請求を行ったのは平成〇年〇月〇日であることから、児童扶養手当法第7条の規定により、手当支給開始月は平成〇年〇月となり、平成〇年〇月時点において、同法第3条及び第4条の規定により、長男は支給対象児童には該当しないため、児童扶養手当受給資格者名簿（以下「名簿」という。）の支給対象児童欄には記載されていない旨を補足として説明した。

- ③ 平成27年11月12日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 実施機関は、平成○年○月○日付け東区子第355号文書において、平成○年○月○日作成の名簿の内容は認定当初（平成○年○月○日）の情報であると言及している。
- ② 東区子第355号文書と保有個人情報非開示決定通知書の補足説明との整合性がないため。補足説明は既に周知の事実である。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成○年○月○日の当審議会審査請求部会における口頭意見陳述によると、本件処分に関して、おおむね次のように主張している。

- ① 名簿の支給対象児童欄に長男が記載されていない根拠は、児童扶養手当法第3条、第4条及び第7条であり、それ以外に開示請求に係る個人情報は保有していない。
- ② 異議申立人は、平成○年○月○日付け東区子第355号文書と、非開示決定通知時の補足説明は整合性がないと主張しているが、いずれも異議申立人の児童扶養手当の認定状況を説明したものであり、両者に整合性はあると判断している。
- ③ なお、異議申立人の児童扶養手当の認定年月日は、名簿に記載のとおり平成○年○月○日であり、児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日（名簿上、事由発生年月日と表記）とは区別される。児童扶養手当の支給要件に該当するに至った日については、平成○年○月○日時点では、平成○年○月○日と錯誤して認定していたが、平成○年○月○日付け東区子第567号「児童扶養手当支給停止処分一部取消通知書」のとおり平成○年○月○日に訂正している。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 個人情報の開示請求の対象について

個人情報の開示請求の対象となるのは、実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報である（条例第18条第1項）。保有個人情報とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいい、公文書（福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「情報公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書をいう。）に記録されているものに限られる（条例第2条第3号）。

(2) 公文書について

公文書とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真、フ

イルム及び電磁的記録であつて、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう（情報公開条例第2条第2号）。

(3) 本件個人情報について

本件個人情報は、実施機関が保有する「児童扶養手当受給資格者名簿の『支給対象児童』欄に長男が記載されていない根拠となる文書に記載された個人情報」である。

実施機関は、本件個人情報を保有していないことを理由に本件処分を行っているため、当審議会では、本件個人情報の存否について検討する。

(4) 本件個人情報の存否について

- ① 児童扶養手当法第3条、第4条、第6条及び第7条は、以下のとおり規定している。

第3条 この法律において児童とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者又は20歳未満で政令で定める程度の障害の状態にある者をいう。

2・3 —(略)—

第4条 都道府県知事、市長（特別区の区長を含む。以下同じ。）及び福祉事務所（社会福祉法（昭和26年法律第45号）に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。）を管理する町村長（以下「都道府県知事等」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者に対し、児童扶養手当（以下「手当」という。）を支給する。

(1) 次のイからホまでのいずれかに該当する児童の母が当該児童を監護する場合 当該母

イ 父母の婚姻を解消した児童

ロ～ホ —(略)—

(2)・(3) —(略)—

2 前項の規定にかかわらず、手当は、母又は養育者に対する手当にあつては児童が第1号から第4号までのいずれかに該当するとき、父に対する手当にあつては児童が第1号、第2号、第5号又は第6号のいずれかに該当するときは、当該児童については、支給しない。

(1)・(2) —(略)—

(3) 父と生計を同じくしているとき。ただし、その者が前項第1号ハに規定する政令で定める程度の障害の状態にあるときを除く。

(4)～(6) —(略)—

3 —(略)—

第6条 手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事等の認定を受けなければならない。

第7条 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月（第13条の3第1項において「支給開始月」という。）から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2・3 —(略)—

② 本件においては、平成〇年〇月〇日に異議申立人が児童扶養手当の認定請求を行っていることから、児童扶養手当の支給は平成〇年〇月から開始となるが、これは児童扶養手当法第7条を根拠とするものである。

また、長男は平成〇年〇月〇日生まれであることから、18歳に達する日以後の最初の3月31日は平成〇年3月31日となり、平成〇年〇月時点において、長男は児童扶養手当法に規定する児童には該当しないこととなるが、これは児童扶養手当法第3条を根拠とするものである。

③ 実施機関が名簿の支給対象児童欄に長男を記載していない根拠は、児童扶養手当法であるところ、同法それ自体は、異議申立人の個人情報にあたらぬ。また、実施機関がそれ以外に開示請求に係る保有個人情報を保有しているとは認められない。

以上により、実施機関が本件個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成27年12月9日	実施機関から諮問
平成28年2月9日	実施機関から弁明意見書を受理
平成28年4月11日	異議申立人から反論意見書を受理
平成29年1月25日	調査手続
平成29年2月15日（第177回審査請求部会）	実施機関から意見聴取及び審議
平成29年3月15日（第178回審査請求部会）	審議